

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置対象有資格業者

番号	業者名	住所
①	三菱電機(株)	東京都千代田区丸の内2-7-3
②	(株)東通インターナショナル	東京都文京区小石川1-21-14

2. 指名停止の期間

①の業者(委託業者)、②の業者(再委託業者)とも

平成29年6月16日 から 平成29年6月29日 まで 2週間

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

①の業者が受注した、当局及び中国地方整備局発注の「平成27年度 ヘリコプター搭載型衛星通信設備据付調整」において、ヘリコプター画像伝送装置の機器更新に伴い廃棄処理することとしていたカメラ装置2台が破砕処理されていないことが受注者からの報告により明らかとなり確認したところ、①の業者は廃棄処理を委託した②の業者から適切に処理(破砕処理)を行ったとの報告を受けて、発注者へもその旨の報告手続を行ったが、実際には、②の業者からさらに破砕処理を請け負った産廃業者が虚偽の廃棄処理報告を行っていたものである。

本件については、カメラ装置の廃棄処理について、仕様書に定められた適切な処理を行っていなかったものと認められる。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局(港湾空港関係)所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第4号(契約違反)を準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

また、①の業者は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局(港湾空港関係)所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第4号に該当し、前記措置要領を準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

○指名停止措置要領 別表第1

措置要件	期間
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、地方整備局発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

- 総務部契約課長 峰 久 義 朗 (内線2511)
- 総務部経理調達課長 中 野 靖 久 (内線6311)
- 総務部契約課長補佐 杉 浦 敏 樹 (内線2512)